

岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）によるもののほか、岩手中部水道企業団給水条例（平成26年岩手中部水道企業団条例第24号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事業者証の交付)

第2条 企業長は、法第16条の2第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

(更新の時期)

第2条の2 法第25条の3の2第1項する指定の更新は、企業長が指定工事業者に通知した期間にのみ行うことができる。

(指定の停止)

第3条 法第25条の11第1項各号に該当する場合において、指定工事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、企業長は、指定の取消しに代えて、別に定める基準により指定の効力を停止することができる。

(指定の公示)

第4条 企業長は、次に該当するときは、その都度告示する。

- (1) 法第16条の2第1項の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 法第25条の3の2第1項の規定により、指定工事業者の指定の更新をしたとき。
- (3) 法第25条の7の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 法第25条の11第1項の規定により指定工事業者の指定を取り消しとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(施行方法)

第5条 指定工事業者は、別に定める工事要綱に従い、誠実に工事を施行するものとする。

(指定工事業者の義務)

第6条 指定工事業者は、給水装置の所有者又は使用者から修理工事の依頼を受けたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(設計審査)

第7条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるときは、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に申請しなければならない。

(工事設計の変更又は取消し)

第8条 指定工事業者は、給水装置工事の設計の変更又は取消しをしようとするときは、企業長に届け出て承認を受けなければならない。

(工事検査)

第9条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるときは、工事完成後速やかに完成図書を提出しなければならない。

2 指定工事業者は、前項の規定による検査の結果、指摘事項がある場合は、指定された期日までにこれに対応し、改めて企業長の検査を受けなければならない。

(開栓の禁止)

第10条 指定工事業者は、給水装置工事完成後であっても、給水開始の目的で開栓してはならない。

(指定工事業者の費用弁償)

第11条 指定工事業者において施行義務がある給水装置の故障修繕については、事情により企業長がこれを行うことができる。

2 指定工事業者は、前項の規定による修繕に要した費用を企業長に納入しなければならない。

(漏水修理の届出)

第12条 指定工事業者が漏水修理をしたときは、漏水量の認定を要するものはその都度、それ以外のものは1か月以内に、別に定める給水装置修理工事報告書を企業長に提出して承認を受けなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、花巻市指定給水装置工事事業者規則（平成18年花巻市規則第257号）又は紫波町指定給水装置工事事業者規程（平成10年紫波町水道事業所管理規程第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年訓令第 号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。